

○ 総務省告示第二十号

電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の施行に伴い、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年五月十七日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔1～4 略〕</p> <p>〔（表示） 略〕</p> <p>〔（表示） 同上〕</p> <p>〔（表示） 同上〕</p> <p>〔1～9 略〕</p> <p>〔1～9 同上〕</p> <p>〔1～9 同上〕</p>	<p>〔1～4 略〕</p> <p>〔（表示） 略〕</p> <p>〔（表示） 同上〕</p> <p>〔（表示） 同上〕</p> <p>〔1～9 略〕</p> <p>〔1～9 同上〕</p> <p>〔1～9 同上〕</p>
<p>〔（表示） 略〕</p> <p>〔（表示） 同上〕</p> <p>〔（表示） 同上〕</p>	<p>〔（表示） 略〕</p> <p>〔（表示） 同上〕</p> <p>〔（表示） 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔1～4 略〕

〔（表示） 略〕

〔（表示） 同上〕

〔（表示） 同上〕

〔1～9 略〕

〔1～9 同上〕

〔1～9 同上〕

〔1～4 略〕

〔（表示） 略〕

〔（表示） 同上〕

〔（表示） 同上〕

〔1～9 略〕

〔1～9 同上〕

〔1～9 同上〕

〔1～4 略〕

〔（表示） 略〕

〔（表示） 同上〕

〔（表示） 同上〕

〔1～9 略〕

〔1～9 同上〕

〔1～9 同上〕

〔1～4 略〕

〔（表示） 略〕

〔（表示） 同上〕

〔（表示） 同上〕

〔1～9 略〕

〔1～9 同上〕

〔1～9 同上〕